

平成29年度

茨木市立西河原小学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

(学校教育目標)

自ら学び、心豊かに たくましく生きる子どもの育成

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

児童等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組を推進する
他人の役に立つ活動を行なうことを通して自己有用感を育み、自尊感情を醸成する
- イ わかる授業づくりの推進により、自信を持たせ自己肯定感を育む
- ウ 障がいのある児童等への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校作りの推進
- ウ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- エ 児童会活動の活性化、体験活動の充実（人との出会いを通じて学ぶ）
- オ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

② いじめ早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
 - ・ 毎週金曜日の職員朝礼で児童の実態交流を行い、情報を共有する。
 - ・ 各クラスでの把握（日記、遊び等より）
 - ・ 児童対象 いじめアンケート 年3回（6月、11月、2月）
- イ いじめ相談体制
 - ・ 相談体制の整備 【窓口：養護教諭】
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・ 職員研修を実施
 - ・ 児童への情報モラル教育（高学年で実施）
 - ・ 犯罪被害防止教室の実施（高学年で実施）
 - ・ 保護者への啓発（児童が受講する各種教室に保護者の参加を募る）

（2）いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」の設置

生活指導推進委員会開催時もしくは支援委員会開催時に実施する。

＜構成員＞ チーフ 校長

教頭、生徒指導コラボレーター、首席、生活指導部会教諭、養護教諭
（状況に応じて担任等関係教職員、支援教育コーディネーター、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

＜活動＞

- ・ いじめ防止に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ事案への対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めること

＜開催＞

- ・ 月1回定例会を持ち、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無・事実経過の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。
- ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発防止の取組に関すること。

(別添)

資料 1 いじめ防止等に関する年間計画

平成29年度 いじめ防止等に関する年間計画					
		学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	い じ め 防 止 対 策 委 員 会 (定 例)	校内研修 「いじめ防止基本方 針・子ども理解」 について * 毎 週 金 曜 日 の 職 員 朝 礼 で 児 童 実 態 交 流 会	・読み聞かせ活動 (図書委員会隔月1回) 異学年交流 ・6 年 が 1 年 の お 手 伝 い ・朝会の出迎え	参観懇談	セーフティーネット会議
5月			平和学習の取組	家庭訪問	
6月		学校朝会 いじめアンケート①		日曜参観	教育相談担当者会 学校協議会 セーフティーネット会議
7月		児童実態交流全体会	交歓給食 非行防止教室 5, 6年		
8月		校内道德教育研修会			セーフティーネット会議
9月					教育相談担当者会
10月		運動会 学校朝会 道德教育研究授業	交歓給食 交流清掃	参観懇談	学校協議会 セーフティーネット会議
11月		人権作品の取組み いじめアンケート②	交流勉強		教育相談担当者会
12月		学校朝会 学校教育自己診断(予定)	西河原小フェスタ	個人懇談	セーフティーネット会議
1月		校内研修	スマホ・ケータイ 安全教室 命の学習		教育相談担当者会
2月		学校朝会 いじめアンケート③	交流清掃 交流勉強 大縄跳び大会 学校保健会	参観懇談	セーフティーネット会議
3月		児童実態交流全体会 検証・総括			学校協議会